平成２３年（フ）第５７４号
千葉市若葉区中田町1193番地158
債務者　菅原　孝人
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５９７号
千葉県市原市姉崎1617番地９
債務者　岩本　智子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６０３号
千葉県船橋市三山４丁目22番２号　ベルハウス三山101号
債務者　宮田　修一
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９９３号
名古屋市緑区鳴海町字細根118番地の４　リビエール東陵110号
債務者　佐藤　正信
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１２号
愛知県豊橋市南瓦町135番地１　３Ｆ
債務者　羽多　規至
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１１３号
愛知県豊橋市南瓦町135番地１　３Ｆ
債務者　羽多　弘代
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１１９号
愛知県豊橋市西岩田１丁目８番地６
債務者　山田　和彦
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１２５号
愛知県豊橋市高師石塚町字石塚11番地の14
債務者　原塚　俊廣
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３７号
北海道苫小牧市啓北町１丁目11番10号　ハイツ裕202号
債務者　古川　直美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４９２号
仙台市太白区太白２丁目20番11―508号
債務者　菅原美代子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５２７号
仙台市太白区長町５丁目13番20号
債務者　遠藤すみ子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４５号
宮城県柴田郡柴田町船岡東２丁目７番20―102号
債務者　高橋　米藏
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第４６号
宮城県柴田郡柴田町船岡東２丁目７番20―102号
債務者　高橋よしの
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第３７号
宮城県石巻市小渕浜カント８番地５
債務者　佐藤　一隆
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
秋田市高陽青柳町12番10号　青柳ハイツＡ―103号
債務者　髙屋　和子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９０号
秋田市高陽青柳町12番10号　青柳ハイツＡ―103号
債務者　髙屋　祐二
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９４号
秋田市雄和椿川字中里150番地
債務者　今川　義光
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部